

令和3年度

# あゆみ

—健全育成と非行防止を目指して—

(第52号)



令和3年度子ども会リーダー研修会  
特別事業「LET'Sたいけん！」

根室市青少年問題協議会  
根室市教育委員会



## 発刊にあたって

根室市青少年問題協議会

会長 根室市長 石垣 雅 敏

現在の青少年を取り巻く環境は、都市化、核家族化、少子化等の進行によって地域の連帯感が薄れ、地域社会における人間関係が希薄化していると言われております。

さらに、近年では新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、学校の休校やステイホーム、ソーシャルディスタンスの確保など、人と人との関わりを制限しなくてはならない状況で、社会全体に不安が広がり、家庭内におけるストレス増大や社会的孤立が懸念されています。

一方で、スマートフォンやSNSをはじめとする情報通信機器・サービスが急速に普及し、外出自粛中の使用時間増加に起因するトラブルや凶悪犯罪など、複雑・多様化する社会問題に対しては、柔軟で適格な対策を講じていくことが求められています。

青少年の持つ若い力は、社会に活力を与え、将来に向かって社会を発展させる原動力であり、コロナ禍の現状においても、WITHコロナの新しい生活様式で「市民誰もが住み慣れた根室で生き生きと暮らす」ためには、必要不可欠な力があります。

このことから、青少年自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、非行に陥ることなく、心身共に健やかにたくましく成長することができるよう、「根室市青少年対策推進要綱」に基づき、家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携を強化し、今後も継続して問題の早期発見、早期解決、未然防止に努めてまいります。

このたび、関係各位のご理解とご協力により、令和3年度『あゆみ』（第52号）を発刊することができました。今後の青少年の健全育成、非行防止の一助としてご活用いただければ幸に存じます。

最後に、市民の皆様や関係機関・団体がそれぞれの立場から、青少年の健全育成にご尽力いただいておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げ、発刊にあたってのあいさつといたします。

# 根室市民憲章

(昭和 43 年 8 月 1 日制定)

わたしたちは、太平洋とオホーツク海に望む日本の東、  
白鳥の群れとぶ美しい自然のなかに生きる根室市民です。

わたしたちは、たくましい開拓精神とゆたかな北方文化  
をうけつぎ、更に理想の郷土をきずくため、開基 100 年に  
当たり、この憲章を定めてあすへの誓いといたします。

- 1 郷土を愛し、美しいまちをつくります。
- 1 健康で働き、豊かなまちをつくります。
- 1 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくります。
- 1 生活を楽しみ、明るいまちをつくります。
- 1 北方領土の復帰をはかり、平和なまちをつくります。

# 児童憲章

〔昭和26年5月5日〕  
児童憲章制定会議制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## ○ 発刊にあたって

## ○ 根室市民憲章

## ○ 児童憲章

## 令和3年度 根室市青少年対策推進要綱

・基本方針	1
・重点目標	1
・主要推進事項	2
・青少年の育成機構図	4
・根室市青少年相談室の動き一覧(令和2年度)	5

## I. 青少年の健全育成

## 1. 青少年健全育成推進のための市民活動

(1) 青少年健全育成のための啓発活動	7
(2) 有害環境浄化等の運動	7
(3) 「青少年さわやか活動賞」の表彰の実施	7
令和2年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧(個人)	8
令和2年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧(団体)	8

## 2. 豊かな青少年を育むPTA活動

「家族のルールをテーマにした三行詩」表彰の実施	9
令和2年度 三行詩コンクール最優秀賞受賞作品一覧	9

## II. 非行防止対策と補導活動

## 1. 補導活動

(1) 意義〈目的〉	10
(2) 街頭補導の概況	10
① 補導委員の構成   ② 街頭補導の方法   ③ 街頭補導実施状況(令和2年度)	
(3) 指導・補導の状況と傾向(青少年相談室)	11
① 行為別指導・補導数の推移   ② 学識別指導・補導数の推移	
③ 男女別指導・補導数の推移   ④ 令和2年度の指導・補導状況全体の傾向	
(4) 非行少年等検挙・補導状況一覧(根室警察署)	13

## 2. 相談活動

(1) 青少年相談の目的	15
(2) 相談活動の状況	15
(3) 相談の受理状況と傾向	15
① 新規・継続別および形態別等の傾向   ② 相談内容の傾向   ③ 相談の学識別状況	

## 3. 学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」の支援

(1) 開設状況	16
(2) 通室状況	16

### Ⅲ. 今後の青少年対策の推進について

#### 【青少年問題の現状と今後の対応】

(1) 家庭における健全育成の啓発強化	18
(2) 学校、家庭、地域が連携した青少年健全育成のための諸活動と課題	18
(3) 地域における非行の実態と防止活動の推進	19
(4) 青少年相談活動の充実強化	19
(5) 幼児・児童生徒の安全確保の強化	19

### Ⅳ. 資料編

1. 地方青少年問題協議会法	20
2. 根室市青少年問題協議会条例	21
3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則	22
根室市青少年問題協議会委員名簿	23
根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿 (補導育成専門部会・勤労青少年専門部会・いじめ対策専門部会)	24
4. 根室市青少年相談室設置規則	25
根室市青少年相談室職員名簿	26
根室市青少年補導委員名簿	27
5. 根室市青少年対策実践要領	28
根室市青少年対策実践班名簿	29
6. 用語関係の解説	
(1) 用語の解説	30
(2) 不良行為の種別・内容	30
(3) 少年補導のための関係機関等の役割	32
7. 子ども電話相談窓口一覧	33

# 令和3年度 根室市青少年対策推進要綱

## 【基本方針】

青少年の持つ若い力は、社会に活力を与え将来に向かって社会を発展させる原動力である。未来の社会の担い手となる青少年が、自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、非行に陥ることなく、心身共に健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いである。

今日の青少年をめぐる諸問題は、相次ぐ凶悪な犯罪や非行の発生、非正規労働の若者が増加し、フリーターやニートの数の高止まり、薬物乱用等がある。

教育上の課題としては、学力や体力の向上、いじめや不登校児童生徒等や登下校等における不審者等の問題がある。

この様な問題は、家庭、学校、地域等広範な領域において様々な要因が複雑に絡み合っ発生し、思いやる心、感動する心、自ら学び考える力等、自立し主体的に行動していくうえでの、社会生活の基本となる資質や能力としての「社会を生きる力の育成」が重要であるとされており、こうしたこと背景には物の豊かな社会、国際化や情報化の進展、都市部への一極集中による過疎化の進展、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行等、社会環境の大きな変化がある。

近年、スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報機器・サービスが急速に普及し大きな利便性をもたらしている一方、深夜や長時間の使用による健康面や学力への影響、児童買春や児童ポルノをはじめとするSNS等に起因する性犯罪、個人情報漏洩によるいじめ等が社会問題となっており、こうした問題を未然に防ぐ対策が必要である。

また、乱暴行為・深夜徘徊は減少しているが、不審者対策や児童虐待等についても、引き続き留意することが必要である。

このため、青少年の人間形成に大きな影響を与える家庭・学校・地域の役割を見つめ直しそれぞれが教育力を高め、青少年が基本的な生活習慣や基礎的な学力を身につけ、豊かな人間性と生きる力を育ていけるよう、青少年に様々な社会体験（労働、奉仕等）、自然体験、文化活動、スポーツ等の機会を提供する等、積極的な取り組みを行う必要がある。

また、非行や不登校等の問題行動、更にはいじめ等について、家庭、学校、地域、関係機関・団体等が連携を強化し、今後も継続して問題の早期発見、早期解決、未然防止に取り組む必要がある。

最近の状況を踏まえて、青少年が安心して諸活動に取り組めるよう、関係機関、関係団体はもとより、市を挙げて、子どもの安全を確保するための対策を講ずる必要がある。

今後、青少年対策を推進するにあたっては、以上のような青少年問題の現状と課題を踏まえ、大人一人ひとりが子どもたちの模範となるとともに、「大人自体が意識を持って」、すべての子どもが「我が子」との思いから家庭、学校、地域を通じて積極的に青少年の健全育成に関わっていくことが重要である。

このため、重点目標を次のとおりとし、青少年健全育成のための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを提言する。

## 【重点目標】

- 家庭における健全育成の啓発強化
- 家庭、学校、地域の連携の強化
- 青少年のための体験活動の充実
- 地域における非行防止活動の推進
- 青少年相談活動の充実強化
- 幼児・児童生徒の安全確保の強化



## 【主要推進事項】

### 1 家庭における健全育成の啓発強化

- (1) 父親の家庭教育への参画を促進するとともに、希望する親への支援ばかりではなく、すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報を提供し、家庭の教育力向上の普及・啓発に努めます。
- (2) 関係する方々と連携し、子育ての悩みや課題、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援に努めます。
- (3) P T A活動や地域の研修会等をとおして、子どもの健全育成を図るための活動支援に努めます。
- (4) 早寝早起き朝ごはん運動等、子どもの生活リズムの向上や食習慣の育成のため、関係機関等と連携し啓発活動をするるとともに、心身の健康増進を支援します。

### 2 家庭、学校、地域の連携強化

- (1) 家庭や地域が学校と連携を深め、児童・生徒が生き生きと学習に取り組み、充実した学校生活を過ごせるように努めます。
- (2) 学校や地域のスポーツ団体等と連携し、スポーツ活動の情報提供等の充実とスポーツ活動の参加促進を図り、運動能力の向上に努めます。
- (3) 青少年健全育成市民会議の活動の支援を図るとともに、家庭・学校・職場・地域社会及び行政機関が一体となった市民ぐるみの実践活動を展開し、市民の青少年育成意識の高揚に努めます。
- (4) 関係機関との連携を強化し、子どもの虐待の早期発見と防止に努めるとともに、関係者の意識向上に努めます。
- (5) 根室市子ども会育成連絡協議会及び関係団体と連携し、子どもの健全育成を図るため、各種事業を推進します。
- (6) 青少年と家庭・学校・職場・地域との連携を更に深めるため、「おはよう・こんにちは」などの積極的な声かけ・あいさつ運動を推進します。
- (7) いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、いじめの根絶に取り組みます。

### 3 青少年のための体験活動の充実

- (1) 関係機関等との連携・協力を深め、様々な体験活動をとおして、相互の交流を深めるとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、豊かな人間性を育む活動を推進します。
- (2) 関係機関等との連携を深め、青少年の社会奉仕活動、地域づくり活動、高齢者との交流活動等の、社会参加活動を促進します。
- (3) 青少年の社会参加活動に対する関心を高めるため、広報啓発活動を強化します。
- (4) 青少年が、ボランティア活動体験や職業体験をする機会と場の提供等及び指導者の養成等を推進します。
- (5) 地元企業や関係団体と連携・協力し、体験活動や研修会等をとおして、青少年が郷土愛を育み、根室の良さを自覚しながら地元で働く動機付けや、意欲の向上を促進します。

#### 4 地域における非行防止活動の推進

- (1) 街頭補導等の非行防止活動を組織的・計画的に実施するために、各学校・青少年育成団体・警察等関係団体との連携により補導活動の充実強化を図ります。
- (2) 青少年の非行や暴力行為を助長する有害環境等の浄化をするため、関係業者に自粛を促すような住民による地域活動を推進します。また、非行を誘発しやすい環境や条件の改善について、関係者の協力を求めます。
- (3) カラオケボックス、貸しステージ、風俗営業法の適用を受けるパチンコ店・ゲーム店等の業者及び有害図書類の販売業者に対して、青少年の健全育成の立場から、警察等関係機関との連携を図りながら適切な指導及び協力を要請する活動を推進します。
- (4) スマートフォンや携帯ゲーム機をはじめとする情報通信機器やインターネットサービスは、一層多様化しながら青少年の生活全般に浸透しており、それに起因するトラブルや犯罪に遭う被害が全国的に多発していることから、危険防止のため学校や関係機関とより強く連携し、マナーやモラル等の指導に努めます。  
また、保護者に対しても正しい知識を普及させ、フィルタリングサービスの重要性や、基本的な生活習慣の確立を図るため、「スイッチオフ22」運動をはじめ、年齢に応じた利用時間の設定等、家庭でのルールづくりについて啓発します。
- (5) 薬物乱用防止の啓発は、中学校・高等学校や警察等の関係機関と連携し、指導資料や啓発資料を提供するとともに、生徒自らが積極的に参加する防止活動を支援します。
- (6) 青少年の飲酒・喫煙・万引・深夜徘徊・暴力・粗暴行為については、家庭の積極的な協力や地域からの情報を得ながら各学校の迅速・適切な指導を支援していきます。

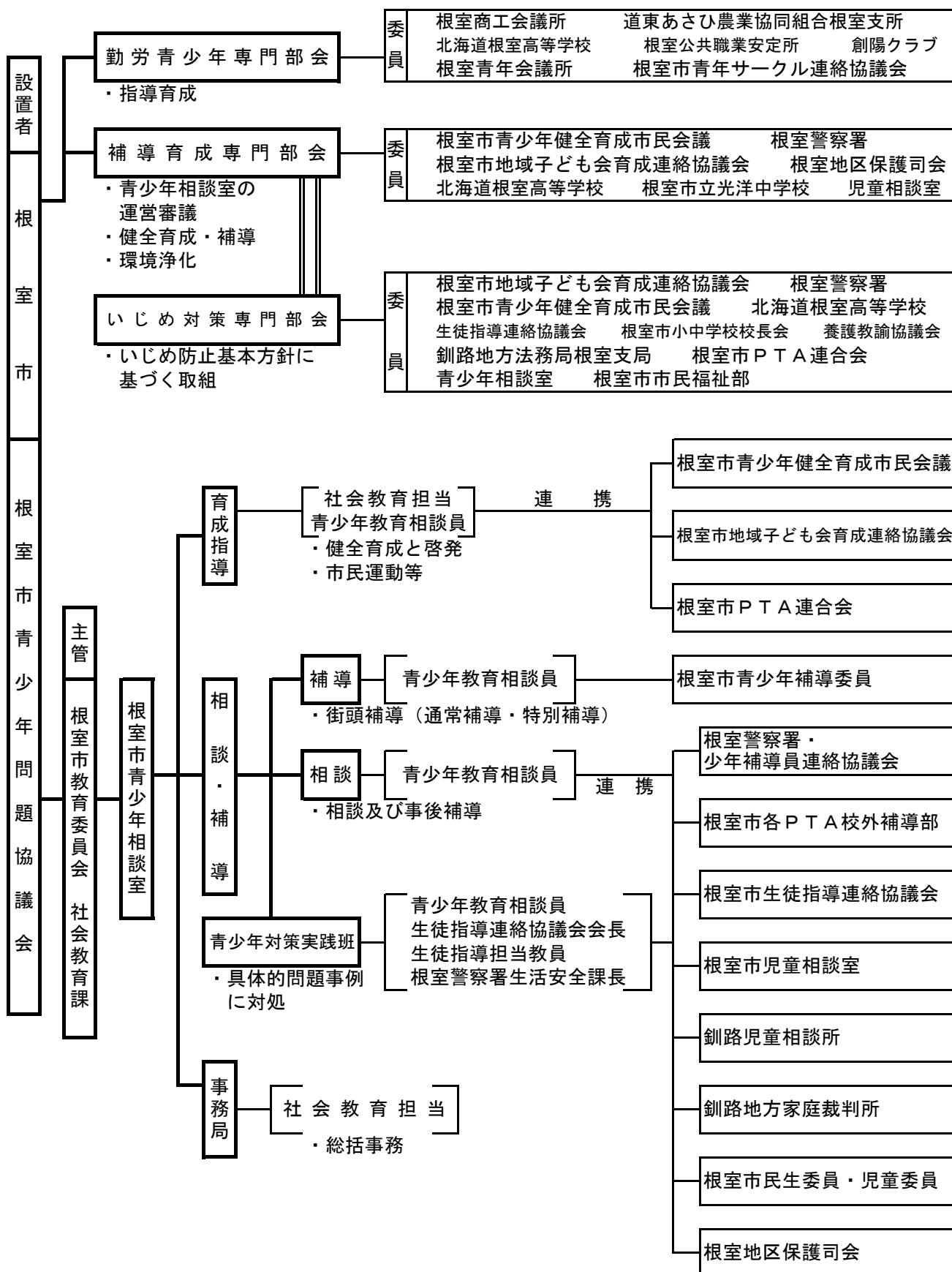
#### 5 青少年相談活動の充実強化

- (1) 急激に変遷する社会状況を反映し、非行や不登校、いじめ等により悩みを抱える青少年や保護者が相談しやすい環境づくりと併せ、学校をはじめとした関係機関や団体との連携強化のため、青少年相談室の開館時間を延長し、相談機会の拡充や相談者の利便性の向上を図ります。  
また、地域や学校等の各種研修会に参加し、相談活動の情報提供や情報交換に努め、「いじめ・悩み相談」専用電話（TEL 23-2859）やインターネット・電子メールによる「いじめ相談室」についても活用を図ります。
- (2) 相談機能の充実を図るとともに、各学校との連携を深めながら、未然防止と早期発見、問題の解決に向けた組織を設置し、体制の強化に努めます。
- (3) 不登校生のための適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」の有効活用を図るため、支援体制と各学校との相談活動を強化し、指導の充実に努めます。

#### 6 幼児・児童生徒の安全確保の強化

- (1) 警察署や市等、関係機関・団体との連携を密にし、事故防止に努めます。
- (2) 不審者情報等は、管内関係者や関係機関・団体に迅速に伝達し、情報の共有化に努めます。
- (3) 不審者に遭遇したとき「子ども110番の家」の活用や助けを求める方法等、児童・生徒への指導を徹底します。
- (4) 地域全体で通学路の安全確保に努めるとともに、子どもが安心して外出できるよう、ボランティアなどによる見守り活動の推進を図り、不審者や事故の防止に取り組みます。
- (5) 広く市民に情報提供や協力を呼びかけ、市民ぐるみでの啓発に努めます。

# 青少年の育成機構図



根室市青少年相談室の動き一覧（令和2年度）

月 日	内 容 等	備 考
4月 3日	新型コロナ感染症対策の除菌用噴霧器搬入・設置	青少年相談室
〃	不登校児童生徒情報交流（落石中、花咲小）	
7日	情報交流（光洋中）	
8日	情報交流（啓雲中、光洋中、成央放課後教室）	
10日	情報交流（光洋中、啓雲中、成央小）	
16日	全国緊急事態宣言（～5/20まで）	
20日	新型コロナ感染症拡大防止対策のため臨時休校（～5/1まで）	根室市内小中学校
21日	生徒指導担当者会議兼青少年対策実践会議中止（→書面会議へ変更）	事務局（光洋中学校）
5月 1日	臨時休校の延長（～5月10日まで）	根室市内小中学校
11日	分散登校の実施（光洋中、花咲港小／～13日まで）	
13日	臨時休校の延長（～5月31日まで）	根室市内小中学校
14日	分散登校（成央小／1～3年）	
15日	分散登校（成央小／4～6年）	
22日	第70回“社会を明るくする運動”根室市推進委員会街頭啓発等の中止	根室市福祉会館
25日	緊急事態宣言解除	
6月 1日	消毒用玄関マット設置	青少年相談室
〃	令和2年度根室地区青少年運動推進指導員会総会（書面会議）	
2日	次亜塩素酸噴霧器使用中止	青少年相談室
7月 8日	消防点検	消防署員2名
8月24日	根室市要保護児童対策地域協議会	市役所3F会議室
28日	街頭補導実施（第1班）	
9月 4日	街頭補導実施（第2班）	
11日	青少年育成地域合同会議	中標津総合文化会館
〃	街頭補導実施（第3班）	
18日	街頭補導実施（第4班）	
25日	街頭補導実施（第5班）	
10月 2日	街頭補導実施（第6班）	
9日	街頭補導実施（第7班）	
16日	街頭補導実施（第8班）	
20日	消防設備点検	青少年相談室
〃	就学時検診（～21日）	根室市総合文化会館
23日	街頭補導実施（第9班）	※荒天により中止
26日	令和2年度・前期生徒指導(非行・不良行為)状況調査	根室市内小中高校

	内 容 等	備 考
1 1 月 6 日	青少年相談室 PC 設置、及びメール設定	
1 7 日	適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」へPC設置	道東電子サービス
1 9 日	根室市教育講演会、根室市特別支援教育研修会 (北海道教育大学釧路校特任教授：二宮 信一氏)	根室市総合文化会館
1 2 月 1 日	三者面談 (光洋中)	青少年相談室で実施
2 日	学校訪問 (柏陵中)	柏陵中学校
9 日	釧路児童相談所担当者と情報交流	青少年相談室
1 月 2 7 日	根室市要保護児童対策地域協議会	市役所大会議室
2 月 9 ~ 1 1 日	Face Time とロイロノートの使い方 (研修)	海星中学校
1 9 日	第 1 回根室市生徒指導担当者会議兼青少年対策実践会議	光洋中学校校長室 (リモート会議)
2 6 日	不登校情報交流 (光洋中、成央小)	
3 月 8 日	不登校情報交流 (成央小)	
1 1 日	卒業証書授与 (弥生通室生徒・中 3 ~ 2 名)	保護者来室
1 5 日	学校訪問 (北斗小)	
1 9 日	青少年育成運動推進指導員実績報告書提出 (メール)	北海道青少年育成協会
2 3 日	管内青少年育成運動推進委員会監査報告書の郵送	事務局 (羅臼町)

◎市内巡視・・・・・・・・・・・・・・ 9 回  
(※都合により中止 1 回)  
◎学校・地域訪問・・・・・・・・・・・・ 1 3 回  
◎適応指導教室支援・・・・・・・・・・・・ 2 5 回  
◎相談対応・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 回  
◎電話による他機関との連携・・ 1 6 0 回  
◎来 客・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 6 人

## I. 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成のためには、家庭、学校、地域等すべての市民が連携、協力のうえ、それぞれの役割と責任を果たし、より良い環境づくりを推し進めることが重要となっています。

このことから、令和2年度において、以下のとおりさまざまな活動・運動等の取り組みが行われました。

### 1. 青少年の健全育成推進のための市民活動

青少年の健全育成を推進する先導的組織として、昭和59年に青少年の関係機関や民間団体等を構成メンバーとする「根室市青少年健全育成市民会議」（以下、市民会議という。）が設立され、現在30団体・10個人が加入し、家庭の健全化や青少年の育成活動の強化および非行防止や、社会環境の浄化を図るための諸活動を行っています。

#### （1）青少年健全育成のための啓発活動

市民の青少年の健全育成に対する理解を深め、意識の高揚と活動への積極的参加を促す啓発活動を、市民会議等が中心となり進めております。

- 啓発のため、「大人が変われば子どもも変わる。まず、行動や後ろ姿で示せる大人に」のイラスト入り看板を市内小中学校の全校に設置しております。
- 携帯電話のルールづくりと、フィルタリングサービスの活用啓発パンフレットを作成し、小・中・高校および販売会社へパンフレットの配布を行いました。
- 「道民家庭の日」リーフレットを配布し、家族の安らぎと、ぬくもりを分かち合うための啓発を行いました。

#### （2）有害環境浄化等の運動

心身ともに成長過程にある青少年にとって、社会環境からの影響は、極めて大きいものがあることから、市民会議が中心となり有害図書排除等の環境浄化対策を進めてきました。

その結果、有害図書類の自動販売機は、平成9年以降設置されていません。

有害図書類に関しては、今まで「北海道青少年保護育成条例」で規制されておりましたが、平成19年4月より「北海道青少年健全育成条例」に改正され、図書類取扱業者の努力義務が加わったほか、有害がん具類の規制が新たに設けられました。

また、インターネットやスマートフォンの急速な普及による青少年への影響に対応するため、平成26年4月よりフィルタリング機能に関して、スマートフォン等販売事業者による説明が義務化されています。

また、平成30年2月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正されたことに伴い、北海道では次代を担う青少年の健全育成や非行防止のため、条例を改正し、保護者・事業者等への義務規定が設けられました。

#### （3）「青少年さわやか活動賞」の表彰の実施

市内に居住する学齢始期から19歳未満の個人・団体を対象として、社会の模範となる行為を表彰し、青少年の誇りと自信を高め、より良い社会の一員としての豊かな心と、実践力を育成することを目的に、昭和61年度より実施しており、（平成20年度までは「青少年善行表彰」の名称で実施）これまでの表彰件数は、138件（個人87件、団体51件）となっています。

令和2年度は、3個人・2団体が各学校等で表彰されました。（表 1-1・1-2 参照）

令和2年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧（個人）

表 1-1

No.	氏 名	年 齢	所 属	活 動 内 容
1	長岡 冴奈 (ながおか さえな)	16	北海道 根室高等学校	○長岡さんは書道部の作品制作を通して、最大限の自身の表現を引き出すべく、日頃から研鑽を積んでいます。 ○作品への意欲は凄まじく、第54回全道高等学校書道展・研究大会に出品した作品は、第44回全国高等学校総合文化祭に推薦される17点の中の1名に選出されました。
2	栗林 歩夢 (くりばやし あゆむ)	17	北海道 根室高等学校	○栗林さんは1年次の夏から写真部に入部し、部内で企画する撮影会や学校行事において積極的に撮影活動を行っております。 ○釧根支部高等学校写真展では銅賞を受賞し、全道大会に出場するなど、今後も一層の活躍が期待されています。
3	石垣 壱樹 (いしがき いつき)	12	根室スイミング クラブ (花咲小学校 6年)	○石垣さんは幼児期から水泳を始め、今年度は新型コロナウイルスの影響で練習もままならない中、公益財団法人日本水泳連盟公認泳力検定に挑戦、見事合格しました。 まじめで礼儀正しく、努力家の性格で、自己の水泳技術力向上のみならず、清掃美化活動やリサイクル運動にも積極的に取り組み、社会貢献活動に力を注いでおります。 何事にも果敢に挑戦する、後輩たちの模範的な活動を行っています。

令和2年度「青少年さわやか活動賞」受賞者一覧（団体）

表 1-2

No.	団 体 名	活 動 内 容
1	北海道根室高等学校 吹奏楽局 (35名)	○北海道根室高等学校吹奏楽局は「心に響く音楽を」を部訓とし、演奏技能の研鑽のみならず、音楽を通して自らの人間性を高めていくことを目標として、図書館や大地みらい信用金庫本店ロビーなど市内各所で演奏活動を積極的に行うなど、地域に根ざした活動に力をいれています。
2	根室市落石中学校 生徒会 (14名)	○根室市落石中学校生徒会は、「資源回収活動」「落石駅清掃活動」「落石味祭りへの参加」など長年にわたり地域住民と協働し地域社会を支える活動を行っています。 これらの活動で地域の人々とふれあい、思いやり、地域を盛り上げてきました。

## 2. 豊かな青少年を育むPTA活動

市PTA連合会では、市民会議や市教育委員会等と連携協力し、青少年の健全育成のために組織的な活動を積極的に行なっています。また、諸活動の重点課題を定め、研修会や非行防止などの活動を行なっています。

### 「家族のルールをテーマにした三行詩」表彰の実施

令和2年度は「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」をテーマにした三行詩コンクールを実施し、児童・生徒はじめ高校・一般市民から多数の応募があり、最優秀作品が各学校で表彰されました。

### 令和2年度 三行詩コンクール最優秀賞受賞作品一覧

テーマ 「家庭で話そう！我が家のルール・家族のきずな・命の大切さ」

部 門	作 品	受 賞 者
小学校低学年の部	わたしがわらうと かぞくはわらう そういうまい日がつづくといいな	成央小学校 2年 結城 穂乃夏
〃 中学年の部	めにみえない でもつながっている かぞくのきずな	花咲港小学校 3年 松田 穂音
〃 高学年の部	会話がはずむ朝ごはん 家族そろって「いただきます」 この時間が私のやる気スイッチ	厚床小学校 6年 横峯 葉子
中学校の部	反抗期だけど 心の中では反省期 ここまで育ててきてくれてありがとう	柏陵中学校 1年 佐藤 未羽
一般の部	みんなやってるからいいじゃん 何気に放った活字たち 知らぬ誰かの未来（あした）を奪う	光洋中学校 佐藤 愛子

※学校・学年は受賞時のものです。



## Ⅱ. 非行防止対策と補導活動

### 1. 補導活動

#### (1) 意義〈目的〉

街頭補導は、少年の非行が行われやすい、商店・公園・カラオケボックス・遊戯場などにおいて、不良行為少年を早期に発見し、適切な指導や助言を与えることを目的として行います。

また、少年の行動や性格・環境から、将来何らかの罪を犯すおそれのある、ぐ犯少年についても、発見した場合には警察官に引き継ぎ対応をとることから、補導の対象としております。

さらに、少年非行等の動機および有害環境の実態把握も併せて行い、資料を収集するなど、街頭補導は少年非行の防止活動をすすめる上において、重要な役割を果たすものです。

#### (2) 街頭補導の概況

根室市青少年相談室設置規則により、下記の選出区分から根室市青少年補導委員を教育委員会が委嘱しています。

また、街頭補導には長期的に行う通常補導と、市内行事や学校の長期休業期間中などに行う特別補導があります。

##### ① 補導委員の構成

選出区分	民生福祉関係	市PTA連合会関係	法務関係	教育関係	学識経験	市職員	計
人数	9人	2人	1人	12人	1人	6人	31人

##### ② 街頭補導の方法

###### ア. 通常補導

補導回数 年間15回 1か月1～4回程度  
補導委員 9班編成 1班4人  
夜間補導 6月～10月 20:00～21:00

###### イ. 特別補導（根室市青少年対策実践班）

###### ○ 変質者発生等の際、盆踊り等

昼間補導 (児童生徒下校時刻) 14:00～16:00  
夜間補導 19:00～22:00

盆踊り、金刀比羅神社例大祭、港まつり、神社・寺お祭り、学校長期休業中

##### ③ 街頭補導実施状況(令和2年度)

年間実施予定回数	年間実施回数	年間のべ実施時間	参加補導委員のべ人数
9回	8回	8時間	30人

※新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、実施時期を遅らせ、実施回数を減らした。

※10月23日 荒天により中止

### (3) 指導・補導の状況と傾向

令和2年度の根室市内小・中・高における生徒指導・補導件数は合計6件と例年に比べて非常に少ない状況となりました。大幅に減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校や分散登校等の措置が取られ、児童・生徒が外出する機会も減り、日常生活においても3密を避ける「新しい生活様式」が徹底される中、人と人との接触が制限された影響が大きいものと考えられます。

#### ① 行為別指導・補導数の推移

令和2年度の行為別指導・補導数では、飲酒・喫煙・無断外泊がそれぞれ2件発生していますが、それぞれ単発的なものと考えられ、特徴的な傾向を示しているものではないと思われます。また、発生件数が6件と微増だった深夜はいかいがなくなり、ここ数年、継続して10件ほど発生し、警察の指導・支援を受けて対応するケースも増えていた乱暴が0件となったことも、前述のコロナ禍の影響と考えられます。

表3 行為別指導・補導数 (件)

行為	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
飲酒			2	10		2
喫煙				19	1	2
たかり						
深夜はいかい			4		6	
家出				2	3	
無断外泊						2
婦女いたずら				2	1	
不良交友			4			
不健全娯楽			5			
乱暴			8	11	11	
暴走行為						
その他			13	9	5	
合計		0	36	53	27	6

#### ② 学識別指導・補導数の推移

令和2年度の学識別指導・補導数は、小学生0人(-9)、中学生7人(-7)、高校生3人(-1)となった。昨年度に比べて高校生は微減、小・中学生は大幅な減少が見られた。子どもたちは落ち着いてきたように思われるものの、中学生の指導・補導数が全体の70%と大部分を占めており、依然として発生件数が最も多く、注意が必要な学年と思われます。

表4 学識別指導・補導数 (人)

年度	児童・生徒					有職少年	無職少年	合計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計			
平成28年度					0			0
平成29年度	5	23	8		36			36
平成30年度	5	42	6		53			53
令和元年度	9	14	4		27			27
令和2年度		7	3		10			10

③ 男女別指導・補導数の推移

令和2年度の男女別指導・補導数は、男子が8名（－11）、女子が2名（－6）という結果でした。平成28年度から女子の割合が年々増加の傾向を示してきましたが、今年度は男子の割合が全体の80%と微増となり、女子の割合が20%と増加から少しの減少へと変化しています。総数が少ないので判断は難しいのですが、女子が落ち着きを見せ、ここ数年の平均的な割合となっています。

表5 男女別指導・補導数 (人)

年度 \ 区分	男 (構成比)	女 (構成比)	計
平成28年度	0	0	0
平成29年度	33 (91.7%)	3 (8.3%)	36 (100%)
平成30年度	44 (83.0%)	9 (17.0%)	53 (100%)
令和元年度	19 (70.4%)	8 (29.6%)	27 (100%)
令和2年度	8 (80.0%)	2 (20.0%)	10 (100%)

④ 令和2年度の指導・補導状況全体の傾向

令和2年度の根室市における児童・生徒の指導・補導件数は全部で6件でした。昨年度に比べ21件という大幅な減少を示し、人数の上でも合計10人と昨年度の半数以下という結果になりました。また、昨年度6件報告された深夜はいかいや11件発生していた乱暴（校内）がどちらも0件となっています。

指導・補導数の大幅な減少の要因としては、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために臨時休校や分散登校等の対応を実施したり、「新しい生活様式」が徹底される中で、人と人との接触が大幅に制限された影響が大きいものと考えられます。

全体として落ち着いているようですが、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、感染のリスクと隣り合わせにあり、行動の自粛なども長期に渡って強いられている状況では、大人のみならず、児童・生徒のみなさんにとっても過度のストレスとなっていることは想像に難くありません。経済状況の悪化による家庭環境への影響も心配される状況ではありますが、学校・家庭・関係機関等の連携により一層注意深く児童・生徒を見守り、丁寧な指導・支援の継続に努めることが大切であると考えます。

また、青少年相談室では、生徒指導連絡協議会と連携して「生徒指導（非行・不良行為等）状況調査」を年2回（前期～10月と後期～2月）市内小・中・高を対象に実施しており、各校の先生方にご協力をいただいで正確な状況を把握し、指導の充実へ向けた調査結果の活用に継続して取り組んでいます。

#### (4) 非行少年等検挙・補導状況（根室警察署）

根室警察署で検挙された非行少年は、平成30年の16人から減少の傾向を示し、令和2年には3人（犯罪少年2人、触法少年1人）と2年連続で減少しています。学識別の内訳は、中学生1人、高校生1人、無職少年1人となっています。また、不良行為で補導された人数も、平成30年の54人から減少し、令和元年には32人、令和2年はさらに18人に減少した結果となりました。

行為別の補導状況を見ると、「飲酒」2人（+2）、「喫煙」6人（-3）、「粗暴行為」0人（-12）、性的いたずら1人（+1）、家出1人（±0）、「深夜はいかい」8人（+3）でした。また、学識別では、小学生2人（-1）、中学生0人（-12）、高校生9人（+2）、その他学生0人（±0）、有職少年7人（-2）、無職少年0人（-1）でした。男女別では、男子が13人（-16）、女子が5人（+2）で、女子の内訳は「飲酒」2人、「喫煙」、「家出」、「深夜はいかい」が各1人。補導場所は、繁華街・路上が多く、次にその他（学校含む）、飲食店・喫茶店、公園・遊園地の順になります。

※（ ）の数値は昨年との比較

表6

（表6・7参照）（根室警察署・生活安全課資料より）

		総 数	年 齢 別			学 識 別						罪 種 別				不 良 行 為
			14 歳 未 満	14   18 歳	19 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他	有 職 者	無 職 者	刑 法 犯			特 別 法 犯	
												粗 暴	窃 盗	そ の 他		
28	犯罪	0														41
	触法	5	5		5							1	4			
	ぐ犯	0														
29	犯罪	2		2			2							2		62
	触法	0														
	ぐ犯	0														
30	犯罪	12		11	1		11		1			10		2		54
	触法	4	4		2	2					1	2		1		
	ぐ犯	0														
31 -1	犯罪	4		4		3			1				3	1		32
	触法	1	1		1							1				
	ぐ犯	0														
R2	犯罪	2		1	1		1			1	1	1				18
	触法	1	1			1							1			
	ぐ犯	0														

暦年集計（1月～12月）

北海道警察の公表では、令和2年において検挙・補導した非行少年は前年に比べ168人（14.8%）減少の967人で、平成23年の3,302人から減少が続いています。また、覚醒剤や大麻など薬物乱用で検挙・補導した少年は36人と前年の2倍に増加しました。刑法犯少年は815人と前年に比べ190人（18.9%）減少し、罪種別では窃盗犯が537人と最多で、そのうち万引きが358人を占めました。特別法犯では、検挙・補導した少年は149人で、前年に比べて24人（19.2%）減少しました。刑法犯少年の学識別では、高校生が229人、小学生が193人、中学生が140人など、前年との比較で中学生が34.9%減、高校生は19.9%減と大きく減少しています。

不良行為で補導した少年は11,182人で、前年に比べ2,348人（7.8%）減少しており、平成29年の15,632人から減少が続いています。北海道警察では、行き先を告げずに外出する、生活が不規則になるなど事前に前兆的な問題行動が多くなるとし、子どもの様子に注意して早い段階で適切な手立てを講じることが大切であるとしています。また、行為別では深夜はいかいが179,186人（15.0%減）と最も多く、次いで喫煙が99,220人（0.4%増）、そして飲酒12,806人（7.8%減）の順になっています。

福祉犯の検挙・補導数は253人で10.3%の減少となりました。違反した法令は、児童売春・児童ポルノ禁止法が112人、青少年健全育成条例が107人、合わせて9割を占めています。福祉犯の被害少年は199人で20.7%減少。法令別では青少年健全育成条例が最も多く、学識別では高校生が114人、中学生が46人、有職少年が18人、無職少年が12人と続いています。

また、令和2年中の児童虐待事件の検挙件数は93件（前年より8件増）でした。また、警察から児童相談所への通告は2,697件4,536人で、前年に比べ173件、276人増加しています。少年の非行防止には、早期発見と適切な対処が重要であることから、北海道警察では街頭補導活動を強化するとともに、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や非行防止教室の開催など、関係機関や団体と連携した「非行少年を生まない社会づくり」を推進しています。

（北海道警察本部生活安全部少年課「令和2年の少年非行」等より）

表7 補導状況一覧(令和2年)

(根室警察署 生活安全課資料により作成)

行動 区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	小計	刑罰法に 触れる行為 内数	本年度合計	備考	
		飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物等所持	金品不正要求	金品持ちだし	性的いたづら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜徘徊	怠学	不健全性行為	不良交友	不健全娯楽					
学識別指導数	小学生	男											1					1		2		
		女											1						1			
	中学生	男																	0		0	
		女																	0			
	高校生	男							1				5						6		9	
		女	2								1								3			
	その他	男																	0		0	
		女																	0			
	有職少年	男		5										1					6		7	
		女		1															1			
無職少年	男																	0		0		
	女																	0				
計	男	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	13		18		
	女	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5				
補導場所	カラオケボックス																	0		その他は学校を含む		
	遊技場																	0				
	駅/バスターミナル																	0				
	飲食店・喫茶店	2																2				
	公園・遊園地												1					1				
	神社境内																	0				
	繁華街・路上		5											5				10				
	デパート・商店																	0				
	山野河川																	0				
	その他		1							1		1		2				5				
計		2	6	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8	0	0	0	0	18				
本年度合計	男	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	13				
	女	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5				
	計	2	6	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8	0	0	0	0	18				

暦年集計(1月~12月)

## 2. 相談活動

### (1) 青少年相談の目的

「令和」の時代も3年目を迎えましたが、青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待、インターネットの利用に伴うトラブルや被害の増加、困難を有する子ども・若者の社会的自立の支援や子どもの貧困問題など、憂慮すべき様々な問題が生じています。そのような状況下において、青少年の悩みや苦しみの声に耳を傾け、アドバイスする相談活動の充実が極めて重要であると考えます。青少年相談室でも、コロナ禍の状況を踏まえ、オンライン等の効率的・効果的な方法を活用しながら相談を受け、受容的・共感的に理解し、助言・指導する他、関係機関と連携して改善を図るなど必要な措置を講じてまいります。

### (2) 相談活動の状況

最近の相談内容はそのほとんどが不登校に関わるもので、本人や保護者との面談や学校・関係機関との正確な情報交流をもとに不登校児童・生徒及び、保護者への丁寧な対応に努めています。また、併設している学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」や学校との連携充実を図り、相談内容に応じてその都度必要なアドバイスを行うとともに、学校や関係機関と情報を共有・協力しながら、対応の充実に努めています。

### (3) 相談の受理状況と傾向

#### ①新規・継続別及び形態別等の傾向

令和2年度の相談受理は14件で昨年度より5件減少し、新規相談が6件、継続相談が8件となっております。新規、継続ともにほとんどが不登校の相談でした。相談形態の内訳では、保護者や学校との電話相談が7件、保護者（本人同伴も含む）・学校関係者が来室しての相談が7件、コロナ禍の影響もあり学校や関係機関への訪問相談は0件となっております。

表8-1 相談件数 (件)

区分 年度	相談員数	新規・継続別件数			相談形態別件数		
		新規相談	継続相談	合計	来室件数	訪問相談	電話相談
28	1	15	31	46	14	11	21
29	1	17	17	34	16	6	12
30	1	20	36	56	17	15	24
R1	1	9	10	19	8	3	8
<b>R2</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>14</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>7</b>

表8-2 相談件数 (件)  
( )内は実件数

相談件数	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
進路・適性	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
学業	2 (2)	0 (0)	10 (3)	0 (0)	0 (0)
不登校	43 (12)	28 (13)	31 (11)	18 (9)	12 (5)
いじめ	0 (0)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	0 (0)
その他	1 (1)	5 (3)	9 (2)	1 (1)	2 (2)
述べ件数 (実件数)	46 (15)	34 (17)	56 (20)	19 (10)	14 (7)

## ②相談内容の傾向

令和2年度の相談内訳は、「不登校」…5件(実件数)、「いじめ」…0件、その他…2件(高校生の友人関係1件、小学生の友だちの転校に伴う気持ちの落ち込み1件)でした。

不登校の原因としては、友だち関係のトラブルが多く、級友とのコミュニケーションが上手くとることができずに自分の居場所がなかったり、学習が苦手で学校の授業についていけないなどの様子も報告されています。

不登校を短期間で解決することが難しい場合も多く、本人や家族はもちろん学校や関係機関の連携した粘り強い取組が必要となります。

令和2年度は、在籍校の教員が適応指導教室を訪れ教育相談や学習指導をしてくれる回数が増え、「ふれあいくらぶ弥生」と学校との連携の充実が図られ、学校との繋がりを意識しながら多くの人と関わりを持つことで、児童生徒の学習や活動への意欲を高める支援を行うことができました。「いじめ」の相談は0件でしたが、国の「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて策定された根室市の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、各校での取組の継続と充実が図られているところです。(表9・10参照)

## ③相談の学識別状況

新規の学識別相談件数では、小学生の相談が3件、中学生の相談が2件、高校生の相談は1件でした。小学生の相談については父母・祖母と一緒に来室しての相談が多く、中学生では、本人、学校との来室相談及び電話相談が多いという状況でした。(表10・11参照)

表9 新規相談内容別受理数 ※( )重複

年度 内容		28	29	30	R1	R2
		不良行為・非行相談				
不良行為・非行相談	外泊・家出					
	乱暴					
	不良交友					
	飲酒					
	怠学・怠業					
	その他	1				
	計	1	0	0	0	0
一般相談	進路・適性			2		
	学業	2		3		
	しつけ					
	不登校	12	13	11	9	5
	いじめ		1	2	(1)	
	その他		3	2	(1)	2
	計	14	17	20	9	7
合計	15	17	20	9	7	

表10 新規相談対象者の学識別受理数

区分 行為	小学生	中学生	高校生	有職・無職 少年 他	合計
28	3	11	1	0	15
29	6	8	0	3	17
30	3	15	2	0	20
R1	3	6	0	0	9
R2	3	3	1	0	7

## 3. 学校適応教室「ふれあいくらぶ弥生」の支援

### (1) 開設状況

- 開設場所 — 〒087-0051 根室市緑町2丁目19番地(まちなかサロン「恋問」2階)
- 開設日時 — 月曜日～金曜日の午前9時から午後2時45分まで
- 休室 — 土・日曜日、祝祭日、夏・冬・春休み
- 指導体制 — 学校教育指導主幹、青少年相談室指導員、専任指導員各1名

### (2) 通室状況

- ・小学生男子0名、女子2名
- ・中学生男子3名、女子2名
- 計7名

表11 相談実況（令和2年度）

行為	区分		相談対象少年												相談者別受理数		相談形態			本年度合計																		
			小学生		中学生		高校生		その他学生		有職少年		無職少年									男	女	合計	家庭	学校	本人	その他	計	来室	電話	訪問	新規	継続				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計									
不良行為・非行相談	1. 飲酒																													0			0				0	
	2. 喫煙																																			0		
	3. 薬物乱用																																				0	
	4. 凶器携帯																																				0	
	5. 乱暴																																				0	
	6. たかり																																				0	
	7. 深夜徘徊																																				0	
	8. 家出																																					0
	9. 無断外泊																																					0
	10. 不健全行為																																					0
	11. 婦女いたずら																																					0
	12. 不良交友																																					0
	13. 怠学																																					0
	14. 不健全娯楽																																					0
	15. 金品持ち出し																																					0
	16. 暴走行為																																					0
	17. その他																																					0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
刑罰法令に触れる行為																																						0
進路・適正																																						0
学業																																						0
しつけ																																						0
不登校																																						0
いじめ																																						0
その他																																						0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
備考																																						



## Ⅲ. 今後の青少年対策について

### 【青少年問題の現状と今後の対応】

令和元年1月に始まった新型コロナウイルス感染症拡大により、感染防止対策を基本とした新しい生活様式の対応が求められ、継続された結果、青少年を取り巻く環境はより一層厳しいものとなりました。ライフスタイルの多様化、親の労働形態の変化、先の見えない新型コロナウイルス感染症対策への不安や悩みでストレスが増大する中、いじめや不登校、児童虐待、スマートフォンの利用に伴うトラブルや被害の増加等、憂慮すべき問題は依然として山積しています。また、少子高齢化や核家族化、高度情報化の進展、地域・家庭の教育力の低下など、様々な要因が複雑に絡み合っている課題の解決には、家庭や学校、地域、行政など様々な立場からの取組が必要であり、関係機関が連携・協力して地域ぐるみの支援体制を作り上げていくことが重要となります。

#### (1) 家庭における健全育成の啓発強化

すべての親を対象とした家庭教育支援のための情報提供、困難を抱える親の子育て相談等の家庭教育支援、PTA活動や地域研修会を通した子どもの健全育成のための活動支援に努めます。

- ・家族の団らんなど親子の心のふれあいを促す「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)の啓発。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動や携帯・スマホ使用の「家庭のルール」作り、「スイッチ OFF 2 2」運動等の生活リズム向上のための取組の啓発。

#### (2) 学校、家庭、地域が連携した青少年健全育成のための諸活動と課題

根室市においては、「根室市青少年健全育成市民会議」を中核として、学校、家庭、地域、行政の連携を強化し、大人への啓発看板の設置、市PTA連合会と連携した青少年表彰や研修会の開催等、市民の青少年育成意識の高揚に努めています。また、インターネットや携帯電話による有害情報から青少年を守るための調査・啓発活動、有害環境浄化運動の推進に努めています。更に、スポーツ・文化活動や児童会館・放課後教室・児童教室を活用した異世代、異年齢交流、「ねむろわんぱくチャレンジ」等の体験活動を奨励し、青少年健全育成に努めます。

- ・学校、家庭、地域が連携した各種事業を工夫・推進する。
- ・若者の社会参加活動や職業体験等ふるさとを愛し、働く意欲を高める活動を工夫する。
- ・あいさつ、声かけ運動の啓発に努め、こどもの虐待の早期発見と未然防止、関係者の意識向上を図る。

### (3) 地域における非行の実態と防止活動の推進

道内で検挙・補導された非行少年は967人（-168人）、飲酒、喫煙、深夜はいかい等で補導された不良少年は11,182人（-2,348人）と前年に比べどちらも減少しています。一方、根室警察署で検挙・補導された非行少年は3人で、前年よりも2人減少しています。また、不良行為少年は18人で前年より14人減少しており、共に2年連続で減少傾向を示しています。行為別では、深夜はいかいが全体の44%と多く次いで喫煙が33%、飲酒11%、性的いたずらと家出がそれぞれ1%と続きます。学識別では中学生が37.5%と全体に占める割合が最多となっています。

- ・各学校・青少年育成団体、警察等関係団体による街頭補導活動の充実強化を図る。
- ・喫煙・飲酒・窃盗など規範意識の喪失行為に対しては、家庭や関係機関と連携し適切に対応する。また、根室警察署による非行防止教室等の支援に努める。
- ・薬物乱用防止に向け関係機関と連携し、啓発資料の提供や薬物乱用防止教室開催を支援する。

### (4) 青少年相談活動の充実強化

根室市青少年相談室では、青少年自身及び保護者、学校等からいじめ、不登校、性格行動、学業等についての相談を受理し、聞き取り、指導・助言を行いました。また、学校適応指導教室「ふれあいくらぶ弥生」で対応した不登校児童・生徒は、小中合わせて7名（小2名、中5名）在籍比でおよそ0.5%でした。

- ・各学校、家庭、関係機関と連携した粘り強い対応や指導の継続により不登校児童生徒を支援する。
- ・根室市「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した場合には学校・家庭・地域・行政がしっかりと連携して対応する。

### (5) 幼児・児童生徒の安全確保の強化

不審者情報の学校、関係機関、団体への迅速な伝達、通学路の安全点検と登下校時の子どもの安全確保に地域一丸となって取り組みます。

- ・「こども110番の家」の活用を図る。

## IV. 資料編

### 1. 地方青少年問題協議会法

昭和28年 7月25日法律第83号  
最終改正 平成25年 6月14日法律第44号

(設置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 略

## 2. 根室市青少年問題協議会条例

昭和35年6月25日条例第24号  
改正 平成12年12月18日条例第52号  
令和3年3月22日条例第7号

(趣旨)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)の規定に基づき根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会の会長は、市長がこれに当たる。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会に専門事項を調査させるため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長がこれを任命又は委嘱する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第52号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(令和3年3月22日条例第7号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則

昭和35年 6月30日規則第10号  
改正 昭和44年 8月26日規則第23号  
昭和49年 5月 2日規則第30号  
平成27年 2月17日規則第47号

(趣旨)

第1条 根室市青少年問題協議会条例(昭和35年根室市条例第24号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 協議会は、委員2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 協議会に次の専門部会を置く。

(1) 補導育成専門部会、補導育成専門部会は、青少年の健全育成及び環境浄化並びに補導に関する業務を行うほか、根室市青少年相談室の運営について審議する。

(2) 勤労青少年専門部会、勤労青少年専門部会は、勤労青少年の指導育成に関する業務を行う。

(3) いじめ対策専門部会、いじめ対策専門部会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携その他のいじめ防止対策の業務を行う。

2 専門部会は、専門委員をもつて構成し、各部会に部会長及び副部会長を置く。

(1) 部会長は、会務を総理する。

(2) 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 部会長及び副部会長の選出は、各専門部会の委員の互選による。

(4) 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(専門委員の任期)

第4条 条例第4条第1項に定める専門委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、事務局長は青少年行政担当主管課長を、事務局員は同課員をもつてあてる。ただし、第3条第1項第3号に規定するいじめ対策専門部会の事務局長は学校教育行政担当主管課長を、事務局員は同課職員をもつてあてる。

3 事務局長は、会長の命をうけて、その所属事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

4 事務局員は、上司の命をうけて協議会の事務を処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年 8月26日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年 5月 2日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年 2月17日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 根室市青少年問題協議会委員名簿

根室市青少年問題協議会

学識経験者委員の任期：R03.07.01～R05.06.30

役職名	氏名	選出区分	職名(所属)
会長	石垣雅敏	関係行政機関	根室市長
副会長	波岸克泰	〃	根室市教育委員会教育長
委員	後藤龍一	〃	根室公共職業安定所所長
〃	今幸安	〃	根室警察署長
〃	中村和実	〃	根室振興局保健環境部くらし・子育て担当部長
〃	齋藤博士	〃	根室市市民福祉部長
〃	三ツ木正己	学識経験者	根室市青少年健全育成市民会議 会長
〃	長谷川俊輔	〃	根室市社会福祉協議会 会長
〃	岡部臣也	〃	根室市PTA連合会 副会長
〃	岡田勝治	〃	根室市青年サークル連絡協議会 会長
〃	今井浩文	〃	根室市小中学校校長会 事務局次長
〃	西田昌美	〃	根室市地域子ども会育成連絡協議会 会長
〃	久保肇	〃	北海道根室高等学校校長

根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿

根室市青少年問題協議会補導育成専門部会

任期：R03.07.01～R05.06.30

役職名	氏名	所 属
委員	矢川 和 幸	根室市青少年健全育成市民会議 監事
〃	吉岡 ユキエ	根室地区保護司会 副会長
〃	佐藤 元 良	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	大森 慎 也	根室警察署 生活安全課 生活安全係長
〃	荒木 さやか	根室市市民福祉部児童相談室 家庭相談員
〃	須貝 雄太郎	北海道根室高等学校 生徒指導部長
〃	小川 敬 太	根室市立光洋中学校 生徒指導部長

根室市青少年問題協議会勤労青少年専門部会

任期：R03.07.01～R05.06.30

役職名	氏名	所 属
委員	高橋 友 樹	(一社)根室青年会議所
〃	菊地 洋 介	根室商工会議所青年部 創陽クラブ
〃	中下 弘	根室商工会議所 事務局長
〃	澤渡 美 渉	道東あさひ農業協同組合根室支所
〃	神山 丈 典	根室公共職業安定所 総括職業指導官
〃	山口 諒 太	北海道根室高等学校 進路指導部長
〃	北 信 二	根室市青年サークル連絡協議会 監事

根室市青少年問題協議会いじめ対策専門部会

任期：R3.07.01～R04.06.30

役職名	氏名	所 属
委員	西田 昌 美	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	大森 慎 也	根室警察署生活安全課
〃	荒木 さやか	根室市市民福祉部児童相談室
〃	矢川 和 幸	根室市青少年健全育成市民会議
〃	久保 肇	北海道根室高等学校校長
〃	大石 貴 範	根室市生徒指導連絡協議会
〃	今井 浩 文	根室市小中学校校長会
〃	竹村 さゆみ	根室市養護教諭協議会
〃	山田 聡	釧路地方法務局根室支局
〃	谷川 昭 次	根室市PTA連合会
〃	白川 哲 也	根室市市民福祉部市民環境課長
〃	吉川 禎	根室市教育委員会／青少年教育相談員
〃	南田 健 佑	根室市教育委員会／特別支援教育専門員

## 4. 根室市青少年相談室設置規則

平成17年 3月28日教育委員会規則第3号  
改正 平成19年 7月11日教育委員会規則第5号  
平成20年 3月31日教育委員会規則第15号  
平成29年11月 1日教育委員会規則第5号  
令和 2年 2月13日教育委員会規則第2号

根室市青少年相談室設置規則（昭和41年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 青少年の健全な育成を助長することを目的とし、青少年の育成に関係のある各機関及び団体が連絡協調を図り、有効適切な指導育成活動を実施するため、本市に根室市青少年相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

（位置）

第2条 相談室は、根室市緑町2丁目19番地に置く。

（開館時間及び休館日）

第3条 相談室の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

（1）開館時間 午前9時から午後5時まで

（2）休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間の変更又は臨時に休館及び開館することができる。

（事務）

第4条 相談室は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。

（1）青少年の相談及び補導に関すること。

（2）青少年の非行に関すること。

（3）青少年関係機関及び団体相互の情報交換並びに連携に関すること。

（4）その他必要な事務

（職員）

第5条 相談室に次の職員を置く。

（1）室長

（2）青少年教育相談員

（3）補導委員

（4）その他の職員

2 室長には、教育委員会社会教育課長をもって充てる。

3 青少年教育相談員は、青少年の健全育成に関し知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

4 補導委員は、おおむね次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

（1）民生福祉関係

（2）教育関係

（3）法務関係

（4）学識経験者

（5）市職員

（6）その他

5 その他の職員には教育委員会社会教育課職員をもって充てる。



(補導委員の任期)

第6条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 室長は、上司の命を受けて室務を処理し、所属職員を指導監督する。

2 青少年教育相談員は、青少年の育成、相談及び非行防止並びにこれらに関する広報活動その他上司の指示する室務に従事する。

3 補導委員は、青少年の補導及び非行防止に従事する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて室務に従事する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月11日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日教委規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

### 根室市青少年相談室職員名簿

令和3年5月1日現在

職	氏 名	備 考
室 長	餅 崎 幸 寛	社会教育課長
職 員	鈴 木 勝 彦	社会教育主査
〃	中 澤 愛 樹	社会教育主査
〃	笠 島 康 之	社会教育担当
〃	下 内 沙 織	社会教育担当
〃	岡 本 久 瑠 海	社会教育担当
〃	伊 藤 貴 成	社会教育担当
青少年教育相談員	吉 川 禎	会計年度任用職員

## 根室市青少年補導委員名簿

委嘱期間 自：令和 3年6月 1日  
至：令和 4年5月31日

No.	氏 名	選 出 区 分	就 任 月 日	備 考
1	矢川和幸	民生福祉関係	平成10年 6月	
2	西田昌美	〃	昭和51年 6月	
3	新濱 勇	〃	平成28年 6月	
4	富川伸也	〃	平成18年 6月	
5	佐藤元良	〃	平成28年 6月	
6	飯澤典夫	〃	令和 2年 6月	
7	竹田彰一	〃	平成12年 6月	
8	木根 要	〃	平成26年 6月	
9	成田健治	〃	平成24年 6月	
10	山森丈太郎	根室市PTA連合会	令和 3年 6月	
11	岡村 治	〃	令和 3年 6月	
12	松井信輝	法 務 関 係	平成22年 6月	
13	佐藤圭太	教 育 関 係	令和 3年 6月	
14	内藤由紀子	〃	令和 2年 6月	
15	水梨子 彩	〃	令和 3年 6月	
16	久保友華	〃	令和 3年 6月	
17	渡辺博胤	〃	令和 2年 6月	
18	高橋佳伸	〃	令和 2年 6月	
19	高根澤孔明	〃	平成29年 6月	
20	杉本賢司	〃	令和 2年 6月	
21	小川敬太	〃	令和 3年 6月	
22	浅川美緒	〃	令和 3年 6月	
23	須貝雄太郎	〃	令和 3年 6月	
24	長崎綾介	〃	令和 3年 6月	
25	吉川 禎	学 識 経 験 者	令和 元年 6月	
26	鈴木勝彦	市 職 員	令和 3年 6月	
27	中澤愛樹	〃	令和 2年 6月	
28	笠島康之	〃	令和 2年 6月	
29	下内沙織	〃	平成29年 6月	
30	岡本久瑠海	〃	令和 3年 6月	
31	伊藤貴成	〃	令和 2年 6月	

## 5. 根室市青少年対策実践要領

昭和62年10月1日制定

### (目的)

問題行動のある児童・生徒の指導など、青少年の健全育成に対する手立ての必要性は一層高まっている。しかし、関係者それぞれに職務の限界があり、単発的な対応では実効があがらない現状があり、苦慮しているところである。

個々のケースに対して総合的かつ効果的な指導が行われるためには関係する機関・団体が緊密な連絡をとり一丸となって解決を図ることを目的に根室市青少年対策実践要領を設定する。

### (組織)

青少年対策を総合的かつ有機的に実践するため次の組織をおく。

#### 1. 根室市青少年対策関係者会議（関係者会議）

この会議は、問題行動のある児童・生徒及び有職・無職少年など特別な指導を必要とする者に対して、総合的かつ有機的な対策を必要に応じて協議検討する組織として、次の関係機関・団体の代表者をもって構成する。

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 根室市立小中学校   | (2) 北海道立高等学校 |
| (3) 根室市民生委員協議会 | (4) 根室地区保護司会 |
| (5) 根室警察署      | (6) 根室市市民福祉部 |
| (7) 根室市教育委員会   |              |

#### 2. 根室市青少年対策実践班（実践班）

問題行動など具体的な事例に対処するため実践班を構成する。

実践班は、関係者会議が指名したものがあたることとし、必要に応じて対策会議を開催する。

### (チーフ)

関係者会議のチーフは根室市教育委員会教育長とし、実践班のチーフは実践班員の互選による。

### (庶務)

この実践会議による庶務は、根室市青少年相談室が所管する。

### (運営に関する必要事項)

この実践要領の運営に必要なその他の事項については、協議により決定する。

### 根室市青少年対策実践班名簿

氏 名	役 職	備 考
藤 原 秋 彦	根室市生徒指導連絡協議会会長	光洋中学校長 実践班チーフ
大 石 貴 範	〃 事務局長	実践班事務局長 根室市青少年補導委員
小 林 大 介	根室市立柏陵中学校生徒指導部長	
小 川 敬 太	根室市立光洋中学校 〃	
須 貝 雄太郎	北海道根室高等学校 〃	根室市青少年補導委員
内 藤 由紀子	根室市立北斗小学校生活部	根室市青少年補導委員
水梨子 彩	根室市立花咲小学校生徒指導部	根室市青少年補導委員
高 橋 佳 伸	根室市立成央小学校生活支援教諭	根室市青少年補導委員
岩 橋 理 志	根室警察署生活安全課生活安全課長	
吉 川 禎	根室市青少年教育相談員	実践班庶務担当 根室市青少年補導委員

## 6. 関係用語の解説

### (1) 用語の解説

非 行 少 年	刑法犯少年、特別法犯少年およびぐ犯少年の総称をいう。
刑 法 犯 少 年	刑法の各条に定める犯罪行為をした犯罪少年および触法少年（交通事故による業務上過失致死傷を除く）をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
犯 罪 少 年	14歳以上20歳未満で、罪を犯した少年をいう。
触 法 少 年	14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
ぐ 犯 少 年	「保護者の正当な監督に服さない」「正当な理由がなく家庭によりつかない」などの理由があつて、その性格、環境から将来罪を犯すおそれのある少年をいう。
特別法犯少年	刑法以外の法令（道育成条例、覚取法、毒劇法など）の罰法令に違反する行為をした少年をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
要 保 護 少 年	保護者から虐待され、酷使され、または、放任されている少年、その他児童福祉のため保護の処置を必要と認められる少年をいう。
不良行為少年	街頭補導で最も多く補導の対象となる少年で、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、薬物乱用、家出、不純異性交遊などの行為をし、指導を要する少年をいう。
福 祉 犯	少年の福祉を害する犯罪をいう。

### (2) 不良行為の種別・内容

飲 酒	<p>未成年者飲酒禁止法には、20歳未満の者は酒類を飲んではならないと定められています。</p> <p>この場合、酒類を飲んだ少年は補導の対象となり、飲んでいることを知っていながら注意をしない保護者や、飲ませた営業者等は処罰の対象となります。</p> <p>また、少年が自分で飲む目的で酒類を持っている場合も補導の対象となります。</p>
喫 煙	<p>未成年者喫煙禁止法には、20歳未満の者はタバコをすってはならないと定められています。この場合、タバコをすっていた少年は補導の対象となり、すっていることを知っていながら注意しない保護者や、すうことを知っていながら販売した営業者は処罰の対象となります。また、少年が自分でタバコを持っている場合も補導の対象となります。</p>
薬 物 乱 用	<p>正当に理由がなく、シンナー、催眠剤、鎮痛剤など、心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、または、乱用のため購入したり、携帯をする行為</p>

乱 暴	他人に対して著しく粗暴な言動、口論、ののしりあうなど、もしその場で注意しなければ、暴行、傷害などに発展するような行為
凶器携帯	正当な理由がなく、刃物、鉄棒、チェーン、ヌンチャクなど人の生命、または、身体を害するおそれのある物件を携帯している場合
たかり	正当な理由がなく、また、相手を恐れさせる手段を用いずに、貸借に名をかりて金品を要求したり、受けとる行為
金品持ち出し	保護者に無断で自宅から金品を持ち出し、これを処分する行為 ○パチンコ等遊興費に使う ○友人等に贈与する ○質屋に質入れする ○古物商等に売却する などのことがこれにあてはまりますが、これらの目的でまだ本人が使わないで持っている場合も含まれます。
婦女いたざら	婦女に対して正当な理由がないのにその身体にふれ、または、つきまとう等の性的な行為 ○通行中の婦女をひやかす ○見知らぬ婦女に声をかけて誘う ○興行場、催し物場などで婦女の身体にわざとふれる などのことをいいます。
暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすような行為をする者と行動を共にする行為
家出	正当な理由がないのに、保護者のもとから離れ、保護者の監督に服さず、または、家庭に寄りつかない行為
無断外泊	正当な理由がないのに、保護者に無断で外泊する行為
深夜徘徊	正当な理由がなく、夜遅くまでうろつく行為、とくに盛り場を徘徊しているなど、そのまま放任すれば非行性が強くなるおそれのあるもの。
怠学	正当な理由がないのに、学校を休み、または早退する行為
不健全性行為	少年にふさわしくない性交、または性的刺激を求める性交類似行為です。 その判断に当たっては、その個々の対象についての行為の場所、時間、状態など勘案して客観的に判断しなければなりません。 例えば、桃色遊戯にふけるなどの行為
不良交友	正当な理由がなく、不良性のある人、不道德な人(犯罪経歴を有するなどにより不良性が継続していると認められる者、その行動が一般に非難され忌避される言動を有する者)と交際し、出入りが繰り返されその感化を受けるおそれがある交友

不健全娯楽	<p>法令によって、客として年少者の入場を禁止している場所にみだりに出入りする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗適正化法」という）関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満の少年が、入場を禁止されているキャバレー、ダンスホール、パチンコ店、モーテル等風俗営業、風俗関連営業所に客として出入りすること。</li> </ul> </li> </ul>
-------	---

### (3) 少年補導のための関係機関等の役割

児童相談所	<p>児童福祉法に基づき、都道府県や指定都市に置かれる。  所長は、送致または通告を受けた児童および相談に応じた児童、または、その保護者について必要な措置をとる。</p>
家庭裁判所	<p>調査や審判の基に、保護観察・少年院送致・児童自立支援施設または児童養護施設などの保護処分を決める。  他に、指導したうえでの不処分や中間的な処分の試験観察などの措置がある。検察庁への逆送もある。</p>
少年鑑別所	<p>家庭裁判所から送致された少年を収容し監護するとともに、審判などに資するため、医学的・心理学的な心身の鑑別を8週間以内に行う。</p>
保護観察所	<p>家庭裁判所で保護処分を受けた少年や、少年院から仮退院を許された少年を補導し、善導、更正を図る。</p>
少年院	<p>家庭裁判所で送致処分を受けた少年を収容して、矯正教育をする。初等・中等・特別・医療の4種類があり、個別処遇計画に従って行う。</p>
児童自立支援施設及び児童養護施設	<p>家庭裁判所が行う保護処分で、少年の年齢や家庭環境などから、児童福祉法上の指導に委ねるのがよいと判断したとき送致される施設。少年の生活指導・職業指導、家庭に対する環境の調整などを行い自立を支援する。</p>

## 7. 子ども電話相談窓口一覧

相 談 窓 口 名	電 話 番 号	受 付 時 間
根 室 市 青少年相談室	0 1 5 3 - 2 3 - 2 8 5 9	月～金 9:00～17:00
	fureai-yayoi@educet03.plala.or.jp	
根 室 市 児童相談室	0 1 5 3 - 2 3 - 6 1 1 1	月～金 9:00～17:20
根 室 市 子育て相談所「ぶらんこ」	0 1 5 3 - 2 4 - 3 4 8 2	月～金 9:00～17:00 土 9:00～11:30
根室保健所 心とからだの健康相談	0 1 5 3 - 2 3 - 5 1 6 1	月～金 8:45～17:30
別 海 町 教育支援センター 「ふれあいるーむ」	0 1 5 3 - 7 5 - 0 6 2 2	月～金 9:30～15:30
中 標 津 町 教育相談センター	0 1 5 3 - 7 2 - 1 7 1 7	月～金 9:00～16:00
標 津 町 教育相談	0 1 5 3 - 8 2 - 3 5 8 8	月～金 8:30～17:00
羅 臼 町 青少年補導センター	0 1 5 3 - 8 7 - 2 0 0 4	月～金 8:45～17:30
羅 臼 町 教育相談	0 1 5 3 - 8 7 - 3 9 3 0	月～金 10:00～16:00
根室振興局 家庭児童相談室	0 1 5 3 - 2 3 - 6 9 1 4	月～金 8:45～17:00
根室教育局 教育相談窓口	0 1 5 3 - 2 3 - 2 7 1 5	月～金 8:45～17:30
釧路児童相談所	0 1 5 4 - 9 2 - 3 7 1 7	月～金 8:45～17:30
北海道警察釧路方面本部 相談センター	0 1 5 4 - 2 3 - 9 1 1 0	月～金 8:45～17:30
北海道中央児童相談所 子ども電話相談	0 1 1 - 6 3 1 - 0 3 0 1	月～金 8:45～17:30
北海道教育委員会 子ども相談支援センター	0 1 2 0 - 3 8 8 2 - 5 6	毎 日 24時間
北海道警察本部 少年相談110番	0 1 2 0 - 6 7 7 - 1 1 0	月～金 8:45～17:30
北海道立生涯学習推進センター 子育てカウンセリング	0 1 1 - 2 6 1 - 4 5 4 5	月～金 (予約) 9:00～17:00 火～金 (面談) 13:00～17:00
根 室 市 インターネットいじめ相談室	<a href="https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikusomu1/gyomuannnai/kakushusoudan/index.html">https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikusomu1/gyomuannnai/kakushusoudan/index.html</a>	
根 室 市 電子メール いじめ相談室	nakuse.ijime@city.nemuro.hokkaido.jp	



令和3年度

あゆみ(第52号)

—健全育成と非行防止を目指して—

令和3年11月

編集発行 根室市青少年問題協議会

根室市教育委員会